

## 令和3年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月9日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター1階 大集会室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員(1人) 12番 細山 周一

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第2号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第3号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後1時00分 )

事務局長

ただ今から、令和3年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長に挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。本日は農作業も始まり、忙しい毎日を送っておられるのではなかろうかと感じておるところであります。

昨年を振り返ってみますと、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大があり、また、台風とか豪雨、年末年始の大雪、あるいは自然災害が多く発生しまして、大変な年になったではなかろうかなど。令和3年度におきましては、なんとかよい年になる事を願うものであります。

さて、農業委員会を取り巻く情勢は、今年の11月ですか、税制改正の規制改革推会議の改正農業委員会法施行5年後の見直しということで、丁度いまが見直しの時期となっておりますけれども、その中で、国家戦略特区ということで一般企業の農地取得であるとか、あるいは農地法第3条は各市町村長に全部権限を委譲するとかということが議論されているようであります。農地制度の根幹がいま、大変議論されておるのが現状ではなかろうかなど、こういうふうに思っるところでもあります。この3月中にも規制改革会議のワーキンググループで、農業委員会法改正5年後の見直しについて、再度議論される予定ではありますけれども、情報が入りましたら来月にでも皆さんに報告させていただきたいと、こういうふうにも思っるところでもあります。

この、規制改革推進会議等の動きに注意しながら取り組まなければなりませんけれども、我々は規制改革があろうがなかろうが、農地利用の最適化をどうであろうが進めていかなければならない大きな使命が課せられていることは言うまでもございません。特に、市町村で進められております人・農地プランの実質化。これにつきましては、総会の挨拶でお願いしておりますけれども、このものを、それぞれの地域地域で地権者の方と話しながら皆さんがやっていただいて、そのものを担い手機構へのマッチングを図っていただくんだということで皆さんにはお願いをしておるところであります。取り分け、農業委員の中では小宮山委員、國岡委員は担い手機構とのマッチングをし、経営の規模拡大を図りながら安定した農業、持続可能な農業の取り組みをやっておられるのではなかろうかと思えます。

農業委員会の活動は、法令業務の適性執行は無論のことですけれども、どれだけの農地利用の最適化を実践するか。この取り組みが今後の農業委員会制度の方向を決めると言っても過言ではなかろうかと感じているところがあります。

今年の4月に15市町村の農業委員会で農業委員、農地利用最適化推進委員の交代がありました。今年の5月末には北栄町、8月には境港市が改選と

	<p>いうことであります。その中ではありますけれど、やはり皆さん方がこの農業委員会制度の正念場と理解していただきたいな、というふうに思っているところでもあります。</p> <p>やはり、これを契機に農業委員会組織自らが取り組み、点検、総括して、農地利用の最適化、更なる実効性と成果を確保すべく活動強化をしていただきたいなど、こういう気持ちで私はおるところでもあります。</p> <p>尚、これに付け加えますけれども、この新型コロナウイルス感染の状況を見ますと、世界では感染者が1億3千万人を超えたということでもあります。そういったしますと、日本の人口が1億2千6百万人でございますから、日本国民の人口以上の感染者が出たと。日本では昨日までの感染者が49万7千人です。鳥取県においては287人ということで、知事もこのコロナについては日夜取り組んで努力しておられるようであります。</p> <p>もう一点。農機具における農作業事故による関係でございます。これは推定ですが、年間の事故数が全国で6万3千件程度あったと。そうしますと、1日辺りの農機具使用による事故に合われた方は2百人という計算になります。その辺り、皆さんも日常の作業には十分注意され、また、農家の皆さんにはその点について話をしていただきたいなど、こういうふうに思っているところでもあります。また、トラクター等の交通事故も、65歳以上の方が約84パーセント占めておると。80歳以上となれば38パーセント。特に、高齢化になっていくのと、農業に従事されるのが定年後ということもあり、操作がうまく出来ないという指摘があるようです。この点につきましても、時期時期においては行政も踏まえた中での運転講習などが必要になってくるのではなかろうかなという感じを受け止めたところでもあります。</p> <p>色々課題もございますが、やはり皆さん方がそれぞれ現地におかれて、農地利用の最適化に向けての取り組みを一つ宜しくお願いを申し上げて、簡単ではありますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、7番 長石憲太郎委員、8番 國岡美保子委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請</p>

事務局書記	<p>に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものです。番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の1ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の転用ですが、所在が芦津字畷 1330番、地目は田で面積351㎡です。権利種別は所有権移転です。譲渡人が兵庫県小野市育ヶ丘町の●●●●さん、譲受人が芦津318番地2の●●●●さんです。転用の目的は一般個人住宅となっております。転用理由としましては、「冬季は積雪が多く、除雪作業が大変である。年齢を考慮すると、公衆道路に近い場所に建設したいため」となっております。</p> <p>立地基準の農地区分と許可根拠については、公共投資の対象となっている農地で第1種農地に該当し、許可根拠は集落接続です。</p> <p>信用については、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適切と考えます。資力については金融機関の残高証明書で確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側は畑、西側は田、南側、北側は宅地ですが、いずれも所有者の同意を得ており、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページに公図、3ページが転用事業計画書、4ページ、5ページに被害防除計画書、6ページに平面図、7ページに立面図、8ページに配置図、9ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次職務代理に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>報告します。4月7日に、●●●●さんにご挨拶を聞き、現地の確認をいたしました。農振除外の時にも総会で調査報告させていただきましたが、●●●●さんは数年前に東京の方から移住して来られまして、農業しながら自営されております。そして、いよいよ永住して家を建てられることのように思います。将来的にも、武田和茂さん所有の山林、田畑も受けられるようでございます。特に申請については問題ないと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。</p> <p>地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。</p> <p>番号1番です。3ページから5ページが大字八河谷となっております、合計30筆が山林もしくは原野の「農地以外の土地」になるということです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次職務代理に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>4月5日に現地を確認しました。地籍調査の結果どおり原野、あるいは山林であることを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>次に、番号2番と番号3の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>番号2番と番号3です。番号2番が6ページから26ページで合計206筆、番号3番が27ページで4筆、大字大屋となっております。合計210筆が地籍調査の結果「農地以外の土地」になるということです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
7番	<p>報告します。今回210筆ありまして、現地調査は大変厳しく、4月2日に役場にて航空写真と農地ナビを使って確認したところ、地籍調査どおりで間</p>

議長(会長)	<p>違いないことを確認しました。 以上です。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、個別採決のところ一括採決したいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしと認めます。それでは一括採決いたします。 議案第2号について、「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。 次に、日程第2 議案第3号「農業振興域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について3月19日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 農業振興地域からの除外の案件になります。議案書の28ページをご覧ください。 番号1です。申請者は大内92番地の●●●●さん、建築物等設置者は篠坂226番地の●●●●さん。場所は大内字栗田1124番、地目は畑で、面積が596㎡。事由としては一般住宅に転用のためです。 場所ですけれども、申請位置図の10ページに位置図を付けております。智頭急行恋山形駅の入り口の近くにある農地です。11ページに公図を、12ページに土地選定理由書を、13ページに用地選定状況、14ページに土地利用計画図兼平面図、15ページに立面図、16ページが現況の写真をつけております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、6番 春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
6 番	<p>本件につきまして、3月30日でした、全権委任をされております司法書士の●●さんとお話しさせてもらっておるところです。本件の申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の29ページとなります。</p> <p>3月19日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、田んぼが5,219㎡、畑が6,203㎡、合計11,422㎡です。利用権を設定する者が8名、受ける者が5名となっております。期間につきましては、3年未満のものが5,790㎡、3年から5年未満のものが2,055㎡、5年から10年未満のものが2,779㎡、10年以上が798㎡となっております。</p> <p>それでは30ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p>

	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について決議するものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>農地取得の別段面積の設定については、農業委員会が定めることになっております。この下限面積は、1年に1回総会で設定の確認をしなければならないこととなっておりますが、本年の農家数と経営規模面積が大きく変動しておりませんので、本年度も前年度と同じ下限面積を設定させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p>



	それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。
--	--

( 閉 会 午後2時36分 )

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年4月9日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎

智頭町農業委員会委員 國 岡 美保子